

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 以下の①～⑥に該当する場合、
一世帯につき1回限り20万円まで借りることができます。
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいる等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合その他の場合、一世帯につき1回限り10万円まで借りることができます。
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

- ① 借入申込書(原本) ※①②③の様式は実施主体等のホームページから印刷が必要
- ② 借用書(原本)・重要事項説明書(原本)
- ③ 収入の減少に関する申立書(原本。収入減少の確認書類がない場合)
- ④ 住民票(発行から3ヶ月以内、世帯全員、マイナンバーの記載のないもの。原本)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等のコピー。住所変更の場合は、その部分もコピーが必要) ※外国籍の方は、在留カード(特別永住者証明書)のコピーも必要。
- ⑥ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード(コピー)

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

- 決定次第、借入申込者が指定する金融機関に送金します。(ネット銀行・イオン銀行は不可)

緊急小口資金【特例貸付】の申込窓口

中央区 011-281-6113 北区 011-757-2482 東区 011-741-6440
白石区 011-861-3700 厚別区 011-895-2483 豊平区 011-815-2940
清田区 011-889-2491 南区 011-582-2415 西区 011-641-6996
手稲区 011-681-2644 ※送付先の住所を確認後、切手を貼って郵送してください。

8時45分～17時15分 *土・日・祝日を除きます。

郵送により、令和3年11月末までの申込となります。

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会(札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2. 7)

特例貸付コールセンター フリーダイヤル：0120-321760 受付時間：9～18時

緊急小口資金特例貸付を申し込まれる方へ

1. 申請までの流れをご確認ください。

- (1) 申請書類の印刷 ※片面印刷してください。
- ↓
- (2) 申請書類のご記入 ※記入例を参考にしてください。
- ↓
- (3) 必要書類の添付
- ↓
- (4) 申請書類と必要書類の確認
- ↓
- (5) 郵送にて申請 ※必ず、切手(長形3号の場合、94円)を貼ってください。

2. 記入例に沿って、以下の申請書類にご記入ください。

- (1) 緊急小口資金特例貸付借入申込書
- (2) 緊急小口資金特例貸付に関する**重要事項説明書**
- (3) 緊急小口資金特例貸付借用書
- (4) 収入の減少に関する**申立書** (収入減少の確認書類がない場合)

3. 必要書類をご用意ください。

- (1) **住民票**(世帯全員、マイナンバーの記載のないもの。原本)
- (2) **本人確認書類** (運転免許証、健康保険証、パスポート等のコピー。
住所変更の場合は、その部分もコピーが必要)
※外国籍の方は、在留カード(特別永住者証明書)のコピーも必要。
- (3) 借入申込者の**預金通帳**または**キャッシュカード**(コピー)

4. 「確認チェックリスト」に沿って、記載事項の漏れや必要書類を今一度、 ご確認ください。

5. 申請書類と必要書類をお住いの区社会福祉協議会へ郵送してください。

忘れずに切手(長形3号の場合、94円)を貼ってください。

(郵送先の住所は、札幌市社会福祉協議会のホームページに掲載しています。)